外国人定住者インターンシップ就労支援事業 説明会資料

本事業の目的

外国人定住者の中には、熱心に求職し就労意欲も高いと認められながらも、日本語コミュニケーション能力や日本社会での就労に必要な知識やスキルが充分でないことなどが原因で、安定的な雇用に就くことができない方が多くいます。

豊橋市は、こうした外国人定住者の常用雇用を考えるきっかけ作りとして、外国人定住者を3ヶ月程度の有期雇用により受け入れる市内事業者に対して、補助金を支給します。一方、外国人定住者にあっては社会経験の蓄積とともに、安定就労へつなげることを目的としています。なお、雇用する外国人定住者に対する日本語・ビジネスマナー等の研修会(参加無料)も実施予定ですので、併せてご活用ください。

◆補 助 額 1人あたり最大3カ月384,000円

◆補助人数 **事業者あたり最大3名まで**

※1法人格にて最大3名まで

【ご注意】

補助の対象となるのは、補助決定後からの雇用についてです。

対象となる事業者の要件について

次の要件を満たす必要があります。

- ①市内に事業所を有し、過去5年間に外国人定住者を正社員として雇用した実績がないこと。
- ②インターンシップとして受け入れた労働者について、正社員として雇用又は無期雇 用化に移行することを検討可能であること(派遣労働は含みません)。
- ③市税の滞納がないこと。
- ④風俗営業等関係事業主でないこと。
- ⑤暴力団でない、または暴力団に関係していないこと。
 申請書様式第2により、要件を満たしている旨の申し立てを行ってもらいます。

雇用する外国人定住者の要件について

- ◆適法な就労資格を持つ外国籍の方で、補助申請時において求職中であること。なお、 以下の方は求職中であっても対象にはなりません。
 - ※安定した職業(雇用期間の定めのないフルタイム労働者)に就いている人
 - ※自ら事業を営んでいる人はまたは役員に就いている人で、1週間あたりの実働時間が30時間以上の人

採用にあたっては必ず面接を実施し、本人より確認してください。申請書様式第2 により、要件確認済みの申し立てを行ってもらいます。

多文化共生・国際課

インターンシップ期間中の雇用条件について

次の要件を満たす必要があります。

- ①1日または1週間の所定労働時間が正社員の概ね4分の3以上、かつ1カ月の所定 労働日数が正社員の概ね4分の3以上の範囲とすること。
- ②雇用期間は、2カ月以上3カ月程度の期間で適法な有期雇用契約を締結すること。

補助の申請の受付について

受付は下記のスケジュールにて受け付けます。

- ①平成27年8月3日(月)午前9時より受付を開始します。市役所東館3階、多文化共生・国際課まで午後5時15分までに持参してください。
- ②補助申請は先着順にて受け付けます。補助上限に達した場合、締め切らせていただきます。
- ③締め切りは、多文化共生・国際課ホームページ上にて告知しますので随時ご確認ください。また、申請書の持ち込み前に、事前にお電話にて確認いただくことも可能です。(HPアドレス:http://www.city.toyohashi.lg.jp/item/28416.htm#moduleid3994)
- ※補助決定事業者からの申請取り下げなどにより、再募集を実施する可能性もあります。その場合は、ホームページ上等にて再度告知いたします。

インターンシップの雇用開始日について

申請受付後の納税状況の確認など補助決定手続きには時間を要します。そのため、 インターンシップの雇用開始日は平成27年9月以降としてください。なお、補助対象となる試行雇用期間は市からの補助決定後となります。(申請から補助決定までにお時間をいただきますので、余裕をもった雇用開始日としてください。) また、面接により採用候補者が決定した場合であっても、既に補助上限に達していた場合、補助申請の受け付けは出来ませんので、ご注意ください。

日本語・ビジネスマナー等研修会の実施について

インターンシップ対象者向けに、日本語研修・ビジネスマナー等研修会を実施いたします。研修会の開催時間と勤務時間が重複した場合、補助申請上は勤務時間として取り扱いますので、積極的に参加させていただきますようお願いいたします。

なお、研修会の実施日等は、追ってご連絡させていただきます。

事業実施に係るQ&A

- Q1. 適法な就労資格にはどのようなものがあるか?
- A1. 本事業における適法な就労資格とは、原則として就労活動に制限のない在留資格である下記4種類を想定しています。

「定住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」

上記の確認については、面接時に在留カードの提示を求めるなど、適宜確認を お願いします。なお、在留カードには在留資格及び就労制限の有無が記載されて います。

なお、外国人の雇い入れ及び離職にあたっては、国への届出が必要ですので、 適切なご対応をお願いします。

【参考URL(厚生労働省ホームページ)】
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todo
kede/index.html

- Q2. 研修生に就かせてはいけない業務はあるか?
- A2. 両者の適法な労働契約に基づいたものであれば、その内容は問いませんが、公 序良俗に反すると認められる場合はその限りではありません。また、本事業の趣 旨としてインターンシップ終了後は正社員化や無期雇用化(派遣労働は含みません)への移行を検討していただくことが前提であるため、既存の派遣労働者の代 替要員とすることはできません。
- Q3. 就労期間の設定は9月以降であればいつでもよいか?
- A3. 本事業は平成27年度の事業ですので、27年度以内に事業を終了していただく必要があります。年度を跨ぐことはできませんので、平成28年3月までに最長3ヶ月程度の有期雇用契約が終了するよう、期間を設定してください。
- Q4. インターンシップ生を社会保険に加入させる必要はあるか?
- A4. インターンシップ雇用期間中の雇用条件から、雇用保険、厚生年金、健康保険 等に加入していただく必要があります。
- Q5. 最長3ヶ月の雇用期間とは、例えば9月雇用であれば11月に終了する必要があるか?
- A5. 期間として3ヶ月程度という意味であり、9月中旬の採用であれば、12月中旬をもって3ヶ月となります(月自体は4ヶ月を跨いでも構いません)。

- Q6. もともと派遣などで雇用していた外国人定住者が、ちょうど求職中であったため、その者を研修生として受け入れることはできるか?
- A6. 現在求職中であり、かつ安定した職等についていなければ研修生として該当します。ただし、本事業の趣旨としてインターンシップ後は正社員化や無期雇用(派遣労働は含みません)への移行を検討していただくことが前提であるため、既存の派遣労働者の代替要員とすることはできません。
- Q7. 研修生に残業を行わせることはできるか?
- A7. 適法な残業の実施は問題ありません。ただし、補助の対象経費は、時間外勤務でない所定の労働時間のみとなりますのでご注意ください。
- Q8. 外国籍の事業者ですが、この補助制度を利用することはできますか?
- A8. 外国籍の方であっても、対象となる事業所要件等を満たしていれば利用可能です。
- Q9. 外国人定住者の求人はどのように行ったらよいか?
- A9. ハローワークへの求人登録、求人誌への掲載、ホームページでの募集、職業紹介業者など、方法は問いません。

ただし、採用決定にあたっては必ず面接による選考を実施してください。

- Q10. インターンシップ期間中、研修生の都合により雇用契約が当初の補助申請より大きく短縮してしまいました。その場合の手続きはどうしたらよいですか?
- A10. 市へその旨ご一報いただき、終了する期日へ変更した申請を別途お願いいた します。
- Q11. 業務中の事故により研修生が負傷した場合の補償はどうなりますか?
- Q11. インターンシップ及び研修生という名称を使っていますが、事業所と労働者間の有期雇用契約になりますので、関連諸法に則って当事者間で適切な処置をお願いします。

なお、負傷により、勤務の継続が困難となった場合、その後の補助申請の変更 手続きについてはQ10と同様です。

【本事業に関するお問合せ】

豊橋市役所文化市民部

多文化共生・国際課 担当:藤江・原田

☎0532-51-2007 ■kyoseikokusai@city.toyohashi.lg.jp

【本事業に関するお知らせ・様式等】

http://www.city.toyohashi.lg.jp/item/28416.htm#moduleid3994